

報告第8号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成29年9月21日提出

天理市長 並 河 健

専決第5号

専 決 処 分 書

平成29年6月30日午後0時50分頃天理市福住町地内の県道福住横田線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に物件損害につき下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成29年9月8日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 107,900円

専決第6号

専 決 処 分 書

平成29年4月26日午後4時10分頃天理市勾田町31番地13先の国道169号線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成29年9月14日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 11,520円